

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に
基づく特定社会基盤事業者等に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年8月9日
厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令案について、令和5年6月15日（木）から同年7月14日（金）まで御意見を募集したところ、計20件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	・ 2. （1）において「・・・使用される情報処理システム」を特定重要設備とすることとされているが、法において、特定重要設備は「設備、機器、装置又はプログラム」であるとされており、「情報処理システム」は「電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたもの」（情促法第2条第3項）であり、これらのいずれにも該当しない。したがって、「・・・使用される情報システムを構成する設備、機器、装置又はプログラム」と規定するか、あるいは例えば経済	・ 特定重要設備は、特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして省令で定めることされています。本省令では、ご指摘の「設備、機器、装置又はプログラム」のうち、水道事業者及び水道用水供給事業者の現状を踏まえ、上記に該当するものとして、情報処理の促進に関す

	産業省主務省令のように「電子情報処理組織により（一元的に）行う装置」と規定すべきである。 ・水道事業者・水道用水供給事業者において、「浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視」しておらず、例えば浄水処理の各工程の稼働状況を分散的に監視している場合には、当該事業者は特定重要設備を有さないこととなるのか。その場合であっても「各工程を制御するために使用される情報処理システム」は特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあることに変わりはなく、特定重要設備として指定することが可能となるよう規定すべきである。	る法律第2条第3項に規定された情報処理システムを定めることとしています。 ・一般的に浄水場の監視制御システムが分散制御方式である場合でも、浄水工程に係る主要な機能については、包括的かつ集中的に監視がなされているものと承知しております。
2	事前に厚生労働省へ登録を行い、問題がないことを確認されている業者と契約する場合には、導入計画書の提出を免除、または、報告のみとするといった対応ではいかがでしょうか。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、本制度は導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるかどうかを審査するものであり、特定の者について登録等を行うものではありません。
3	水道事業者の場合、給水人口のみで特定社会基盤事業者とされてしまうが、特定社会基盤事業者の浄水場はすべて特定重要設備として定義されてしまう。浄水施設が停止した場合に当該事業に大きな支障が生じるかどうかは、事業全	御意見等も踏まえ、特定重要設備については「当該水道事業（簡易水道事業を除く。以下この条において同じ。）又は水道用水供給事業を行う者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大き

	体としての給水能力に対する浄水場の規模によると考えられるため、事業全体の給水能力の5割以上の規模を持つ浄水場、浄水場の能力が一日30万m³を超える浄水場など、特定重要設備としての対象を制限したほうが良い。 また、用水供給によるバックアップなど、浄水場停止時の対応が確立している場合は、特定重要設備の対象外として良いのではないか。	いものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。)において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。)」と規定することとします。
4	基幹インフラ事業者として、再委託、再再委託などは想定されているが、派遣社員など、一時的に雇用した社員にソフトウェアの開発・試験などを任せている企業は多い。 この場合、雇用について再委託ではないため発注者である特定社会基盤事業者の承認を得ることは不要となる。 企業として最終的なシステムに不具合がないかどうかの確認すら不十分な状態で納入し、不具合対応としてシステム修正をしていくことはよくあることであるため、契約で縛ったからと言って不正な変更等が防げるかどうか疑問である。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針(令和5年4月28日閣議決定)においても記載しているとおり、特定重要設備の導入やその重要維持管理等の委託について特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるためには、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効であり、リスク管理措置の実施に関する事項は審査に当たって考慮することとしている事項の一つです。
5	導入等計画書の記載内容として、構成設備の供給者に対しても供給者と同等の事項を記載することとされております。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。

	特定重要設備の構成設備としてOSも含まれることが想定されておりますが、例えば官公庁のシステムサーバーなどに一般的に広く使用されているようなWindowsなどであれば、特定設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるものの提出は不要と考えることができるのではないのでしょうか。	特定重要設備の構成設備については、別途の主務省令において示す予定です。 なお、供給者等に関する事項は特定重要設備の供給の時点によって異なり得るものであることから官公庁において使用している設備の供給者と同一の者から導入を行う場合であっても供給者等に関する事項を届け出る必要があります。
6	厚生労働省として軽易な変更に対する届出の簡易化を導入されたことに伴い、実際に届出を行おうとすると、簡易化とできるかどうか分からないため通常の届出と同じ資料の提出を盲目的に求められたことが実際にあった。簡易化の目的が事業者の負荷低減であるとされていたのにも関わらず、通常の届出と同じ資料の用意を事前相談として行わせることは本末転倒にもほどがあり、また、簡易化できるかどうかは内部基準なので出せないと言われ、届出が停滞して非常に迷惑を被ったことがある。 今回も事前審査期間について、審査の必要がない場合は短縮可とされているが、審査の必要がない場合について明確に基準を示し、内部基準で審査が必要だが理由は示せないなどということが無いようにしてもらいたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、法で定めているのはお示しの「審査の必要がない場合」ではなく禁止期間の短縮であって、その考え方については特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針においても記載しているとおりです。 また、詳細な審査基準を示すことは、特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねません。審査に当たっての考慮要素については、同基本指針において、4つの考慮要素が示されております。
7	特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に当たって実施するリスク管理措置として『・・・契約等により担保している。』といったリスク管理措置が多くあります。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、御意見は今後の参考とさせていただきます。

	ガイドラインとして、適切な契約書等の記載例についてお示しください。	
8	省令案では浄水処理の各工程の稼働状況を包括的且つ集中的に監視し、且つ当該各工程を制御するために使用される情報処理システムとしており、いわゆる監視制御設備に係る導入（設置）、修繕、点検及び運転等委託を規制対象としており、この点は法の趣旨に沿った内容と理解している。 一方、特定社会基盤事業者が多数の当該監視制御設備を現に稼働等させて、水道の供給サービスを提供しており、こうした監視制御設備の導入、修繕、委託等の度に法規制による審査を行うことは、水道の提供するサービス水準を低下する要因とも危惧されることから、次の点を配慮するよう意見する。 1 特定社会基盤事業が保有等する監視制御設備の全てを対象とするのではなく、一定の規模以上の監視制御設備を対象とすること。（例えば計画1日最大給水量10万トン以上の浄水場における監視制御設備を対象とするなど） 2 監視制御設備の予期しない故障等により、緊急を要する修繕、点検等を必要とする場合には、水道及び水道用水供給事業者が当該審査を経ずに臨機の措置が可能となるような対応を可能とすること。 3 水道及び水道用水供給事業者は監視制御設備等の導入、修繕等は地方自治法等に基づく競争入札等より調達し	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 1について、御意見等も踏まえ、特定重要設備については「当該水道事業（簡易水道事業を除く。以下この条において同じ。）又は水道用水供給事業を行う者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）」と規定することとします。 なお、2について、他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者へ委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場

	ていることから、今回の法規制により応札者としてふさわしくない法人団体等の情報を国が入手した際には、特定社会基盤事業者に対して、そうした法人団体等の名称などの情報を提供する手法を検討して欲しい。（水道事業者としては予めそうした法人団体情報を入手できれば、入札公告等により排除する規定を設けるなどの対策が可能となることも予想される。）	合の手続については、今後策定する省令で定める予定です。 また、3について、特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい事業者等をあらかじめ示すことは、特定重要設備を供給し得る事業者が多岐にわたる中でリスクのある事業者・機器等を予め網羅的かつ詳細に明らかにしておくことが困難であることや、これを示すことによりかえって抜け穴として利用されるおそれがあること等の理由から、その作成等については考えていません。
9	「特定重要設備」に関する要望 特定社会基盤事業者指定基準の考え方（案）において、水道事業及び水道用水供給事業の対象となる事業者については、給水人口：100万人超及び1日最大給水量：50万m³超としているが、これらの事業者は、大小様々な規模の施設を相当数所有している。 このため、特定基盤事業者の有する浄水施設のうち、当該浄水施設が停止した場合に当該事業に大きな支障が生ずるおそれがないものを基準を定量的に示していただき、小規模な浄水施設は、特定重要設備から除外するようにご検討いただきたい。	御意見等も踏まえ、特定重要設備については「当該水道事業（簡易水道事業を除く。以下この条において同じ。）又は水道用水供給事業を行う者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）」と規定することとします。

	例えばであるが、この定量的な基準を策定するに当たっては、認可給水量を変更する際に、この認可給水量の変動幅が、認可給水量の十分の一であれば、軽微と判断されるようなのでこれを準用するのはいかがであろうか。	
10	水道事業における特定社会基盤事業者該当するかどうかの基準は、事業全体での規模（水道事業においては給水人口 100 万人を超えるもの。水道用水供給事業においては 1 日最大給水量が 50 万 m³ を超えるもの）を対象とされています。 一方で、1 事業で、複数個所の浄水場を運営している場合、その 1 箇所あたりの規模は小さく、また、その監視制御設備が浄水場毎に独立していることがあり、万一、1 箇所の施設が乗っ取られても、現在の想定ほど社会影響の規模が大きくないと考えます。 よって、水道事業における特定社会基盤事業者の指定基準は、対象施設の状況を考慮し、浄水場毎の規模で設定することを可能として頂きたいと考えます。	特定社会基盤事業者は、主務省令で指定する基準に該当するものを指定するものであって、浄水場ごとに指定するものではありません。ただし、事業の規模に応じて、特定社会基盤事業者を指定しております。
11	入札と経済安保法の審査との関係について、入札公告等で「経済安全保障推進法の審査の対象となり、導入等計画書に記載が必要となる事項について提出を求める旨、審査の結果、落札者とされない又は他に手段がないときは契約解除をされる可能性がある」旨を記載したうえで、入札及び契約に応じたものに対して、導入までの間に、経済安保法の審査を実施することを想定されていますが、特定社会基	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、特定社会基盤事業者に指定される前に特定重要設備となる設備の調達契約が締結されている場合であっても、制度運用開始後に導入を行う場合には、導入等計画書の届出が必要となります。

	盤事業者の指定を受ける前に、対象となる設備の導入が契約済みである場合、入札公告等に経済安保法にて契約解除の可能性となる旨の記載をしておらず、契約違反となる場合もあるため、特定社会基盤事業者の指定を受けた時点で、既に契約済みのものについては、審査対象外として頂きたいと考えます。	
12	【意見 1】 以下のとおり変更を要望する。 (変更案) 浄水施設（当該浄水施設が停止した場合に当該事業に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ浄水処理工程の全体を制御するために使用される情報処理システム。 (変更箇所：当該各工程を⇒浄水処理工程の全体を) (理由) 本法律の適用範囲は、浄水場の監視制御システムに限定するべきと考えているが、当企業団では、浄水場内の着水量の制御、送水流量の制御は、水 運用センターでコントロールしているため、あえて「全体を」という表現を追加した。	本制度の対象とする浄水処理工程とは、沈殿やろ過等の工程を考えており、ご指摘の「浄水場内の着水量の制御」、「送水流量の制御」は対象とは考えておりませんが、詳細については、今後、通知等にてお示しする予定です。
13	【意見 2（要望事項）】 パブリックコメントは、秋頃に予定されている省令・告示の策定にあたって実施をお願いしたい。	御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針において、重要

	(理由) 導入等計画書の提出にあたって、リスク管理措置の考え方に関し、以下の要望があるため。 ○ リスク管理措置に関して、チェックボックス化される予定であるが、各項目に根拠資料が求められているため、書類の様式化や書類の見本を作成し、公開をお願いしたい	維持管理等を定める主務省令の策定に当たってはパブリック・コメント制度を活用し多様な意見を適切に考慮することを記載しており、これを踏まえた対応を行うこととなります。
14	1 設備の保守業務委託などについて、年明けから年度末にかけて入札・契約手続を実施している。仮に、特定社会基盤事業者の指定の告示が9月であった場合、6月間の経過措置期間を経て適用開始は来年3月となる。この場合、4月の委託業務開始までに、経済安保法の審査が完了しない恐れがある。審査完了までの間、委託業務の履行ができず、浄水場の運用に支障が生じる。10月の場合は、適用開始が4月となり、審査期間が無い。ついては、特定社会基盤事業者の指定の告示時期について十分な配慮をお願いしたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、御意見は特定社会基盤事業者の指定の告示にあたり参考とさせていただきます。また、相談窓口も設置するため、制度運用開始以前であっても、当該相談窓口等も活用しつつ、事業所管大臣に適切に相談いただければと思います。
15	1(2) また、翌年度以降についても、契約手続き時期は同様に、年明けから年度末にかけて入札・契約手続を実施し、4月当初より委託作業を開始できるスケジュールとしている。このため、審査にかかる期間(最長4か月)によっては、4月からの委託業務が開始できない。これでは、浄水場の運用に支障を来す。短期間での審査に最大限の配慮をお願いしたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、御意見は今後の参考とさせていただきますが、導入等計画書の審査は特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に先立ち行われるものですので、入札・契約手続の実施及び委託作業の開始に係るスケジュールも考慮の上、導入等計画書の届出を実施していただく必要があります。その際、事業所管大臣におい

		て相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けていますので、必要に応じてご利用ください。
16	2 特定社会基盤事業者の指定の告示前に既に公告・公表等を行っている案件については、審査の対象外としていただきたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、特定社会基盤事業者に指定される前に特定重要設備となる設備の調達契約が締結されている場合であっても、制度運用開始後に導入を行う場合には、導入等計画書の届出が必要となります。
17	3 入札公告時において、安全保障対応の導入等計画書の作成・提出に係る費用や、審査における「是正勧告」への追加対応等に要する費用（以下、合わせて「安保対応費用」という。）について、供給者側の負担とするか、特定基盤事業者側の負担とするか明記する必要がある。供給者側の負担と考えるが、費用負担のあり方についてガイドライン等において統一的な考え方を示していただきたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、お示しの費用負担については、個々の事業者間の契約等において定められるものと考えています。
18	3（2） もし、特定基盤事業者側が安保対応費用を予定価格に反映するとした場合、その費用の積算方法や基準を、ガイドライン等において統一的な考え方を示していただきたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、お示しの費用負担については、個々の事業者間の契約等において定められるものと考えています。
19	3（3） また、安保対応費用を、契約締結後、契約変更による特定基盤事業者側の負担とした場合、入札時において最低価格で落札者となった供給者が事後の契約変更により、2番札の入札価格を上回るといった逆転現象が想定さ	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、「契約変更」及び「事後の契約変更」の具体的に意味するところが明らかではありませんが、最低価

	れる。結果、入札の公平性に疑念が生じる。こうしたことを回避するため、統一的な考え方を示していただきたい。	格落札方式を採用した場合、法の審査への対応の結果、再入札を行わなければならない状況となる可能性があります。 このような再入札のリスクを回避するための対応等、本法と既存の入札制度との整合性に係る考え方については、今後、ガイドライン等の技術的な解説において公表していく予定です。
20	4 構成設備未定で、契約締結後の審査とするケースで、「導入中止勧告」が発せられ契約解除とせざるを得なくなった場合、導入等計画書の審査までにかかった費用（書類作成等に要した費用や、既に手配・調達・施工済みの構成設備、工事関係費用など。）の負担のあり方について明確にしていきたい。入札の条件として、「契約解除となる可能性あり」と明記し供給者が落札したとしても、施工途中の段階で工事打切りとなるため、供給者と事業者間で、違約金や損害賠償等の紛争が生じる恐れがある。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、お示しの費用負担については、個々の事業者間の契約等において定められるものと考えています。 また、事業所管大臣において相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けていますので、必要に応じてご活用ください。